

通所介護 契約書 別紙

この契約書別紙は、在宅サービス利用料金変更等、重要事項説明書の内容について、記載したものです。
以降も変更があったときは、この別紙を差し替え契約事項の変更もいたします。

1. 介護報酬単価

介護報酬1単位当たりの単価 10.68円 {3級地(調布市の地域区分)}

2. サービス単価・加算

サービス内容略称			備考
◎ 通常規模型 要介護1	655	単位/日	7時間以上のご利用
◎ 通常規模型 要介護2	773	単位/日	7時間以上のご利用
◎ 通常規模型 要介護3	896	単位/日	7時間以上のご利用
◎ 通常規模型 要介護4	1,018	単位/日	7時間以上のご利用
◎ 通常規模型 要介護5	1,142	単位/日	7時間以上のご利用
◎ 個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	56	単位/日	個別機能訓練を実施した場合
◎ 個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)	85	単位/日	個別機能訓練を実施した日に機能訓練指導員が2名以上配置した場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20	単位/日	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた場合
◎ 入浴介助加算(Ⅰ)	40	単位/日	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合
入浴介助加算(Ⅱ)	55	単位/日	自宅を訪問し、浴室での動作及び浴室の評価し、医師等と連携の下で個別入浴計画書を作成して実施した場合
◎ 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	単位/回	看護職員が利用者の口腔機能を把握し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、実施記録を行う。
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	単位/回	口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省に提出しフィードバックされた必要な情報を活用した場合
◎ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	単位/回	利用者の口腔の健康状態について確認を行い、口腔の健康状態の情報を担当ケアマネージャーに提出した場合
◎ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	単位/回	利用者の栄養状態に関する情報を担当ケアマネージャーに提出した場合
◎ ADL維持等加算(Ⅰ)	30	単位/日	6か月間、利用者のADLを評価し利得値が1以上であった場合
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	単位/日	6か月間、利用者のADLを評価し利得値が2以上であった場合
◎ 科学的介護推進体制加算	40	単位/日	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
◎ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	単位/日	介護福祉士80%以上または10年以上の介護福祉士が35%以上いる場合
◎ 中重度者ケア体制加算	45	単位/日	要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上である場合
◎ 処遇改善加算Ⅰ			全介護保険請求額の5.9%
◎ 特定処遇改善加算Ⅰ			全介護保険請求額の1.2%
栄養アセスメント加算	50	単位/月	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	単位/月	
若年性認知症利用者受入加算	60	単位/回	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、通所介護を行った場合
栄養改善加算	150	単位/回	管理栄養士、看護職員等が共同して栄養ケア計画を作成し定期的な記録、評価を行った場合
認知症加算	60	単位/日	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上である場合
◎ キャンセル代	700	円/日	利用日の前日の正午12時以降の連絡をした場合
◎ キャンセル代	350	円/日	食事を召し上がらない方で、利用日の前日の正午12時以降の連絡をした場合
◎ 昼食・おやつ代	700	円/日	食費
◎ 趣味活動費	実費		選択した活動内容に応じて
◎ 紙おむつ代	実費		基本は持参していただくが、お貸出しが必要となった場合
◎ 排泄物処理費	実費		オムツ等の処理費

※1. 一定の所得以上の方については、2割又は3割負担となります。

※2. 左端の◎印は取得させていただいているものです。

施設の職員体制や、利用者様の状態によって、その都度適用されるものが変化しますので、ご了承ください。

◎ 感染症対応等加算	3	%/月	新型コロナウイルス感染症への対応に関わる特例的な報酬単価
◎ 4/1から9/31まで上乗せ算定	0.1	%/月	